

さいたま市南区選挙管理委員会告示第 3 2 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げる。また、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 7 年 7 月 3 日

さいたま市南区選挙管理委員会

委 員 長 永 堀 博

<開く時刻>

期日前投票所	繰り下げる時間	変更後の開く時刻
南浦和駅市民の窓口 2 階会議室	3 時間 3 0 分	正午
浦和コミュニティセンター (コムナーレ 1 0 階)	2 時間 3 0 分	午前 1 1 時

<閉じる時刻>

期日前投票所	繰り上げる時間	変更後の閉じる時刻
浦和コミュニティセンター (コムナーレ 1 0 階)	1 時間	午後 7 時

南区総務課（選挙管理委員会事務局）

告 示 掲 示 期 間

令和7年7月3日 ～

令和7年7月17日まで